新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急措置

**テレワーク勤務規程（案）**

　新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急措置の一環として、当面2020年3月中はテレワーク（在宅勤務）を就業規則の適用範囲とし、以下の規程に基づいて対応する。

第１条　テレワーク（在宅勤務）勤務の定義

１．テレワーク（在宅勤務）とは従業員の自宅、そのほか自宅に準ずる場所（指定の場所に限る）において、情報通信機器を利用した業務をいう。

第２条　在宅勤務の対象者

１．在宅勤務の対象者は就業規則第●条に規定する社員であって、次の各号の条件をすべて満たしたものとする。

（1）在宅勤務を希望する者

（2）自宅の執務環境、セキュリティ環境、家族の理解のいずれも適正と認められる者。

２．在宅勤務を希望する者は、前日までに会社に申請し、許可を受けねばならない。

３．業務上その他の事由により、前項による在宅勤務の許可を取り消すことがある。

第３条　在宅勤務の際の服務規律

１．テレワーク勤務者は就業規則第●章で掲げる定めるもののほか、次に定める事項を遵守しなければならない。

（1）テレワーク勤務の際に所定の手続きに従って持ち出した会社の情報及び作成した成果物を第三者が閲覧、コピーしないように最大の注意を払うこと。

（2）テレワーク勤務中は業務に専念すること。

（3）第１号に定める情報及び成果物は紛失・毀損しないように丁寧に扱い、セキュリティガイドラインの準じた確実な方法で保管・管理しなければならないこと。

（4）在宅勤務中は自宅（指定の場所）以外の場所で業務を行ってはならないこと。

（5）テレワーク勤務の実施に当たっては、情報の取り扱いに関し、セキュリティガイドライン及び関連規定類を遵守すること。

第４条　在宅勤務時の労働時間

１．テレワーク勤務時の労働時間については、就業規則第●条の定めるところによる。

２．テレワーク勤務中は所定労働時間の労働をしたものとみなす。前項にかかわらず、会社の承認を受けて、始業時刻、終業時刻及び休憩時間の変更をすることができる。

３．原則として時間外及び休日労働をさせることはしない。ただしやむを得ない事由がある場合は第●条の定めに準じ、会社の許可を受けねばならない。

第５条　休憩時間

　　テレワーク勤務者の休憩時間については、就業規則第●条の定めるところによる。

第６条　所定休日

　　テレワーク勤務者の休日・休暇については、就業規則の第●章の該当条項の定めるところによる。

第７条　業務の開始及び終了の報告

　　テレワーク勤務者は勤務の開始及び終了について次のいずれかの方法により報告しなければならない。

（1）電話

（2）電子メール

第８条　業務報告

　　テレワーク勤務者は、勤務時間終了時に会社に業務報告をしなければならない。

第９条　給与

１．テレワーク勤務者の給与については、就業規則第●章の定めるところによる。

２．出社した場合の通勤交通費は実費を支給する。

第１０条　費用の負担

１．会社で貸与する情報通信機器を利用する場合の通信費および会社が認めた費用は会社が負担する。水道光熱費、その他費用についてはテレワーク勤務者の負担とする。

第１１条　情報通信機器・ソフトウエア等の貸与等

１．テレワーク勤務者が業務に必要とする情報通信機器、ソフトウエア及びこれらに類するものを貸与する。なお許可を得ずにソフトウエアをインストールしてはならない。

２．テレワーク勤務者が所有する機器を利用させることができる。この場合、セキュリティガイドラインを満たした場合に限るものとし、費用については話し合いの上決定するものとする。

第１２条　その他

　本規程にない項目は就業規則の定めるところによる。

付則　実施時期

本規程は2020年3月3日より3月31日まで実施します。

それ以降については、4月1日に決定します。